

9 参考図書・ホームページ

- 1 平成 15 年度研究報告：「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金、新興・再興感染症研究事業）、2004 年 3 月。
- 2 平成 15 年度研究報告：「輸入動物に由来する新興感染症侵入防止対策に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金、新興・再興感染症研究事業）、2004 年 3 月。
- 3 平成 16 年度研究報告：「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金、新興・再興感染症研究事業）、2005 年 3 月。
- 4 平成 17 年度研究報告：「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金、新興・再興感染症研究事業）、2006 年 3 月。
- 5 「動物由来感染症感染症、その診断と対策」（神山恒夫、山田章雄編）、真興交易（株）医書出版、東京、2003 年 4 月。
- 6 「これだけは知っておきたい人獣共通感染症」（神山恒夫著）、地人書館、東京、2004 年 4 月。
- 7 「共通感染症ハンドブック」（今川浩、岡部信彦、神山恒夫、佐藤国雄、高山直秀、丸山総一、村上洋介、吉川泰弘編）、日本獣医師会、東京、2004 年 10 月。
- 8 「子どもにうつる動物の病気」（神山恒夫、高山直秀編）、真興交易（株）医書出版、東京、2005 年 3 月。
- 9 「動物由来感染症ハンドブック」、厚生労働省結核感染症課
- 10 「動物由来感染症を知っていますか？」ホームページ、厚生労働省結核感染症課
http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_b/b05.html

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(要約)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を防止し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(1) 感染症法に基づく責務

感染症法では、感染症の発生の予防及びその蔓延の防止のために、国及び地方公共団体の責務、国民の責務、そして医師等の責務を、次のように明示している。

ア. 国及び地方公共団体の責務(第3条)

- (a) 感染症に関する正しい知識の普及
- (b) 感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (c) 感染症に関する研究の推進
- (d) 感染症の病原体等検査能力の向上
- (e) 感染症の予防に係わる人材の養成及び資質の向上
- (f) 感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講じる。

イ. 国の責務(第3条)

- (a) 感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係わる医療のための医薬品の研究開発の推進
- (b) 感染症の病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備
- (c) 国際的な連携
- (d) 地方公共団体に対し必要な技術的及び財政的援助

ウ. 国民の責務(第4条)

- (a) 感染症に関する正しい知識を持つ
- (b) 感染症の予防に必要な注意を払う
- (c) 感染症の患者の人権が損なわれないようにする

エ. 医師その他の医療関係者の責務(第5条)

- (a) 感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する
- (b) 感染症の予防に寄与するよう努めなければならない
- (c) 感染症の患者等が置かれている状況を深く認識する
- (d) 良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない

オ. 獣医師及び動物等取扱業者の責務

以下(2)-イ-(エ)と同じ

(2) 動物由来感染症対策の強化

ア. 強化の背景

感染症法の成立とともに、わが国の動物由来感染症対策は大きく充実してきた。しかし、従来の

制度では想定していなかったさまざまな現象を迎えるにおよび、新たな対応が求められてきた。

エボラ出血熱をはじめ、鳥インフルエンザウイルス感染症、ニパウイルス感染症、サル痘、ウエストナイル熱など、感染症法の制定後これまでに発生した新興感染症の多くは動物由来感染症であった。最近では、中国で発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)も、原因ウイルスの起源は解明されていないものの、野生動物に由来することが示唆され、現在原因動物の調査が進められている。

1998年の感染症法制定時には、エボラ出血熱・マールブルク病対策のため、サルを輸入禁止動物に指定し、特定地域・施設のサルに限って検疫を実施して輸入を許可する制度が導入された。しかし、その後サル以外にも、年間100万頭以上の多種・多数の野生動物が世界各地から航空機などによって輸入され、動物の種類や安全性が確認されることのないまま、複雑な流通ルートを経てペット用に販売されている実態が明らかとなった。ここに、従来の制度に加えて、現状に沿った一層の輸入動物の安全確保を図る必要性が生じてきた。

折しも、野兔病に感染したおそれのあるプレーリードッグがアメリカから輸入された事件が起きた。この事件では、トレーサビリティの欠如などのため、ひとたび国内に流通してしまうと、事後対応が極めて困難となるなど、輸入動物の安全対策上の課題が明らかとなり、その対応が急務となった。

また、対象疾患についても、従来の制度では動物由来感染症対策を実施できたのは1～3類感染症に限定されていたため、輸入動物だけではなく国内動物対策においても十分な対応を図ることができないケースがみられた。2001年に起きたオウム病の集団発生では、発生源となった動物展示施設での疫学調査の実施や、蚊が媒介する感染症(ウエストナイル熱など、旧4類感染症に指定されていたもの)の対策は、根拠となる法規定の明示がないなど、その明確化を図る必要性が生じた。

このように、動物由来感染症を取り巻く状況の変化にあわせて、2003年11月の改正では以下のような新制度の創設と新たな規定の追加等がなされ、動物由来感染症対策の充実強化が図られることとなった。

イ. 強化の概要

(ア) 動物の輸入に関する届出制度の創設(第56条の2)

今回、新たに創設された動物の輸入届出制度では、感染症を媒介させるおそれのある動物等〔哺乳類及び鳥類等(その死体も含む)を対象)を輸入する者は、当該動物について輸出国で衛生管理を行い感染症に罹っていない旨の衛生証明書を取得添付したうえで、動物の輸出国・種類・数量等の輸入履歴とともに厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられた。これにより、我が国に輸入される動物の公衆衛生対策は、従来からの「狂犬病予防法に基づく犬等の検疫制度」、**「感染症法に基づく輸入禁止動物の指定及び検疫制度」**に加えて、本届出制度によっても実施されることとなった(動物の輸入届出制度は公布から2年以内の政令で定める日から施行)。

(イ) 輸入禁止動物(指定動物)の対象疾患の拡充(第54条)

従来は、我が国にない1～3類感染症を媒介するおそれのある動物に限って輸入禁止とすることとされていたが、今次改正において対象疾病が拡充され、我が国にない4類感染症等についても対象とすることとされた(改正法の施行後、コウモリについては4類感染症のニパウイルス感染症、リッサウイルス感染症、狂犬病の侵入防止のため輸入禁止とされた)。

(ウ) 動物の調査規定の明示(第15条)

今時改正では、感染症の発生状況等の疫学調査について規定する関連条文が改訂され、都道

府県知事(緊急の場合にあつては厚生労働大臣も)は職員を、感染症を媒介するおそれのある動物等の所有者等に質問させ、または必要な調査をさせることができることとされ、動物由来感染症対策のための動物調査規定の明文化が図られた。

(工) 獣医師等の責務規定の創設(第5条の2)

従来から規定のあった医師等の責務と並び、獣医師等も感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与すべき旨の責務規定が創設された。また、動物等取扱業者(輸入者、販売者、展示者等)については、感染症の予防に関する知識・技術の習得、及び動物の適切な管理等の措置を講ずべき旨の責務規定が課せられた。

(オ) 獣医師の届出対象疾患の拡充(第13条)

従来の規定では、獣医師に感染動物の届出を求めることができる対象疾患は1～3類感染症のうち政令で指定される感染症に限定されていたが、今般の改正では新たに4類感染症も対象に政令で指定できることとされた。

(カ) その他の対物措置(動物、節足動物等)の対象疾患の拡充(第27条、28条、29条、35条)

従来の感染症類型が改められるとともに、対物措置を行うことができる対象疾患の範囲が拡大され、これまでは1～3類感染症に限定されていた対象疾患が1～4類感染症に改められ、病原体に汚染された場所の消毒(第27条)、鼠族、昆虫等の駆除(第28条)、物件に係わる措置(第29条)、さらにその措置のために必要な質問及び調査(第35条)を行うことができることとされた。

(キ) 新たな動物由来感染症の追加(第6条の5)

新たにE型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、ニパウイルス感染症、野兔病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症が4類感染症として追加された。